

第4号議案－3

広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県立高等学校学則の一部改正について、次のとおり提案します。

令和4年3月14日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

県立高等学校の再編整備等に伴い、広島県立高等学校学則の一部改正を行う。

2 改正内容

改正する規則名	改正内容
広島県立高等学校学則 (昭和28年広島県教育委員会規則第4号)	<ul style="list-style-type: none">・広島県立広高等学校定時制課程及び広島県立呉三津田高等学校定時制課程の廃止・広島県立尾道商業高等学校、広島県立広島商業高等学校及び広島県立呉商業高等学校に「情報ビジネス科」の設置 に伴う一部改正

3 施行期日

令和4年4月1日

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県立高等学校学則の一部を改正する規則

広島県立高等学校学則（昭和二十八年広島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第一（第二条関係）						別表第一（第二条関係）					
校名		課程	設置 学科	昼夜 別	位置	校名		課程	設置 学科	昼夜 別	位置
本校	分校					本校	分校				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県 立広島 高等学校		全日制	普通科		広島市 大新開 三丁目	広島県 立広島 高等学校		全日制	普通科		広島市 大新開 三丁目
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県 立呉三 津田高 等学校		全日制	普通科		呉市山 手一丁 目	広島県 立呉三 津田高 等学校		全日制	普通科		呉市山 手一丁 目
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
広島県 立尾道 商業高 等学校		全日制	商業科 ビジネス 会計科 情報管 理科 情報ビ ジネス 科		尾道市 古浜町	広島県 立尾道 商業高 等学校		全日制	商業科 ビジネス 会計科 情報管 理科		尾道市 古浜町
広島県 立広島 商業高 等学校		全日制	商業科 国際経 済科 会計科 情報シ		広島市 中区舟 入南六 丁目	広島県 立広島 商業高 等学校		全日制	商業科 国際経 済科 会計科 情報シ		広島市 中区舟 入南六 丁目

(略)	広島県 立広島 商業高等 学校				システム 情報 科	
(略)						
(略)		全日制				
(略)		会計科 情報処 理科	商業科		システム 情報 科	
(略)						
(略)			広島市 古新開 四丁目			

(略)	広島県 立広島 商業高等 学校				システム 情報 科	
(略)						
(略)		全日制				
(略)		会計科 情報処 理科	商業科		システム 情報 科	
(略)						
(略)			広島市 古新開 四丁目			

附 則

この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。

第4号議案－4

広島県教育委員会規則等の一部改正について

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正等について、次のとおり提案します。

令和4年3月14日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 提案の要旨

学校教育法施行規則及び高等学校通信教育規程の一部改正に伴い、広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部改正等を行う。

2 内容

- (1) 広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正し、協力校及び地域学習会場に関する規定を、通信教育連携協力施設に関する規定に改める。
- (2) 通信教育連携協力施設の定員を定める。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 根拠規定

- (1) 学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）

（学則の記載事項）

第四条 前条の学則中には、少くとも、次の事項を記載しなければならない。

（略）

2 前項各号に掲げる事項のほか、通信制の課程を置く高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。第五条第三項において同じ。）については、前条の学則中に、次の事項を記載しなければならない。

一 （略）

二 通信教育連携協力施設（高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第三条第一項に規定する通信教育連携協力施設をいう。第五条第三項において同じ。）に関する事項

- (2) 高等学校通信教育規程（昭和37年9月1日文部省令第32号）

（通信制の課程の規模）

第四条 （略）

2 実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

広島県教育委員会規則第 号

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

広島県教育委員会

教育長 平川 理恵

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通信教育連携協力施設)</p> <p>第三条 実施校の行う通信教育について当該実施校に連携協力させる施設（以下「通信教育連携協力施設」という。）は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する。</p> <p>2 通信教育連携協力施設は、別に教育委員会の定めるところにより、当該実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。</p> <p>3 高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第四条第二項に規定する通信教育連携協力施設ことの定員は、別に教育委員会が定める。</p> <p>(学習指導)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 面接指導は、各教科・科目等について、実施校及び通信教育連携協力施設において生徒と面接して指導するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(賠償)</p> <p>第三十四条 校長は、面接指導のために実施校又は通信教育連携協力施設を利用する場合において、生徒がその施設又は物品をき損し、又は紛失したときは、その情状によつて現品又はその代償の全部又は一部を賠償させることができる。</p>	<p>(協力校)</p> <p>第三条 実施校の行う通信教育について当該実施校に協力させる高等学校（以下「協力校」という。）は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する。</p> <p>2 協力校は、別に教育委員会の定めるところにより、当該実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。</p> <p>(地域学習会場)</p> <p>第三条の二 実施校の行う通信教育のうち、面接指導については、別に教育委員会が指定する地域学習会場において行うことができる。</p> <p>(学習指導)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 面接指導は、各教科・科目等について、実施校、協力校及び地域学習会場において生徒と面接して指導するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(賠償)</p> <p>第三十四条 校長は、面接指導のために実施校又は協力校を利用する場合において、生徒がその施設又は物品をき損し、又は紛失したときは、その情状によつて現品又はその代償の全部又は一部を賠償させることができる。</p>

附 則

この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。

通信教育連携協力施設の定員

広島県立高等学校通信教育に関する規則第3条第3項に規定する定員について、次のとおり定める。

実施校	通信教育連携協力施設	定員
東高等学校	世羅高等学校	40人
	三原学習会場	40人
	尾道学習会場	40人